

令和4年2月2日
烏山総合支所
危機管理部

オウム真理教問題対策（状況）について

1 現地の状況

信者の居住状況について、関係機関からの情報では、GSハイム烏山（南烏山6-30-19）に「ひかりの輪」信者5名程度が居住している模様である。

2 四者会議の開催結果

公安調査庁の呼びかけにより、令和3年12月7日（火）に住民協議会、成城警察署及び世田谷区の四者計13名で、アレフやひかりの輪等に関する情報交換・共有を行った。

3 オウム真理教問題講演会の開催結果

日 時	令和3年12月14日（火）午後3時45分～5時
場 所	砧区民会館ホール
演 題	「オウム真理教問題を風化させない」
講 師	公安調査庁職員
参加者数	126名

4 オウム真理教対策関係市区町連絡会の要請行動

日 時	令和3年12月22日（水）午後5時15分～
要 請 先	法務大臣、公安調査庁長官
要請内容	別紙1及び別紙2のとおり
参 加 者	足立区長をはじめ、市区長連絡会の自治体担当者及び足立区、世田谷区、滋賀県甲賀市の住民協議会代表、国会議員や都議会議員など41名

要 請 書

オウム真理教（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）対策は、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）に基づく国の対応が前提ですが、いまだ、地域住民の不安は払拭されず生活の平穏が脅かされています。

オウム真理教対策関係市区町連絡会は、地域住民の不安解消を図るため、当該団体の活動に対する規制を強化するとともに活動停止・解散に向けた、以下の事項について法整備を行い、適切な措置を講ずるよう要請いたします。

- 1 団体規制法に基づく、観察処分を更新すること。併せて、団体規制法の観察処分について、「3年を超えない期間を定めて処分を行うことができる」としているが、この観察処分の期限を撤廃すること。
- 2 観察処分を受けた団体が不動産を取得する場合（借受を含む）には、いかなる名義をもってするかを問わず、団体規制法第8条を適用し禁止すること。
- 3 裁判所が執行する不動産競売への入札について、団体規制法第8条第1項第7号の規定に基づき、規制対象団体の役職員及び構成員は参加できないようにすること。
また、役職員及び構成員であることが判明した場合は、裁判所が売却を不許可とする処分を行うか、売却許可後であっても公安審査委員会または公安調査庁や地方公共団体等から売却許可の取り消しの申し立てができるよう法整備を行うこと。
- 4 観察処分を受けた団体に対し、その活動および施設に関する情報を関係自治体に開示するよう義務付けること。
- 5 団体規制法に解散命令の規定を設けること。
- 6 観察処分を受けた団体が、団体規制法第5条で定められている報告すべき事項を報告しない場合は、公安調査庁は、速やかに公安審査委員会に再発防止処分の請求を行うこと。
- 7 麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚の遺骨について、裁判所において審判手続きが行われていたことを承知しているところ、遺骨をめぐる紛争が大きな社会不安に発展しないよう万全を期すこと。

令和3年12月22日

法務大臣 古川 禎久 様

オウム真理教対策関係市区町連絡会

会長（足立区長） 近藤 や よ い

要 請 書

オウム真理教（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）対策は、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）に基づく国の対応が前提ですが、いまだ、地域住民の不安は払拭されず生活の平穏が脅かされています。

オウム真理教対策関係市区町連絡会は、地域住民の不安解消を図るため、当該団体の活動に対する規制を強化するとともに活動停止・解散に向けた、以下の事項について法整備を行い、適切な措置を講ずるよう要請いたします。

- 1 団体規制法に基づく、観察処分を更新すること。併せて、団体規制法の観察処分について、「3年を超えない期間を定めて処分を行うことができる」としているが、この観察処分の期限を撤廃すること。
- 2 観察処分を受けた団体が不動産を取得する場合（借受を含む）には、いかなる名義をもってするかを問わず、団体規制法第8条を適用し禁止すること。
- 3 裁判所が執行する不動産競売への入札について、団体規制法第8条第1項第7号の規定に基づき、規制対象団体の役職員及び構成員は参加できないようにすること。
また、役職員及び構成員であることが判明した場合は、裁判所が売却を不許可とする処分を行うか、売却許可後であっても公安審査委員会または公安調査庁や地方公共団体等から売却許可の取り消しの申し立てができるよう法整備を行うこと。
- 4 観察処分を受けた団体に対し、その活動および施設に関する情報を関係自治体に開示するよう義務付けること。
- 5 団体規制法に解散命令の規定を設けること。
- 6 観察処分を受けた団体が、団体規制法第5条で定められている報告すべき事項を報告しない場合は、公安調査庁は、速やかに公安審査委員会に再発防止処分の請求を行うこと。
- 7 麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚の遺骨について、裁判所において審判手続きが行われていたことを承知しているところ、遺骨をめぐる紛争が大きな社会不安に発展しないよう万全を期すこと。

令和3年12月22日

公安調査庁長官 和田 雅 樹 様

オウム真理教対策関係市区町連絡会

会長（足立区長） 近 藤 や よ い

オウム真理教対策住民協議会ニュース

新年のご挨拶

烏山地域オウム真理教対策住民協議会

会長 古馬 一行

あけましておめでとございませう。

皆様方にはコロナ禍で大変厳しい2年間であったとご拝察申し上げます。当協議会としましては、通常とはかけ離れた活動に終始しております。

コロナ禍とは言え、デモ・学習会が出来なかったこと。リサイクルバザーの中止、協議会ニュースの発行も縮小した形になりました。当協議会も活動に苦慮いたしました。オウム真理教（現、アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）も同じように活動できずじまいに思います。コロナ禍の活動は協議会にとっては困ったな、という事態ですが、ひかりの輪にすれば活動によって収益を得るわけで、活動できないという事は死活問題になるようです。福岡にあったひかりの輪施設を昨年、閉鎖したようです。維持していけなくなったのでしょう。協議会もひかりの輪に対して何のアピールもしない訳にはいきません。

昨年12月10日、当協議会の4名と世田谷区、成城警察、公安調査庁など11名が見守る中、下記の抗議文を、ひかりの輪が入居している建物の郵便受けに投函して来ました。確かに活動は出来ていないが、決してひかりの輪を認めたくないとのアピールです。

ひかりの輪に強く抗議！

烏山地域
オウム真理教対策
住民協議会

アレフの方ですが、令和3年10月25日、3か月毎の活動実態報告が再三の要請にも半年以上応じないという事態が続いていた中、公安調査庁は再発防止処分を公安審査委員会に請求したとの報道がありました。

これには伏線があって、アレフは平成12年にオウム事件の被害者らへの賠償金の残額38億2千万円を引き受けることに合意したが、その一部が支払われなかったことから平成30年2月、「オウム真理教犯罪被害者支援機構」がアレフを提訴。平成31年4月に東京地裁は10億3千万円の支払いを命じる判決を出しており、令和3年1月に東京高裁で結審しております。資産は平成31年1月時点で12億9千万円だったのが、令和3年1月末では約5億5千万円と半分以下になっております。その後、活動実態の報告がなされていませんでした。これは被害者への賠償金を逃げるために資産を隠す時間稼ぎをしているのでしょうか

2019年から始まったコロナウイルス感染対策で、住民協議会の抗議デモ活動も2年に亘って滞っている。抗議デモの参加者がウイルス感染してしまえば、身も蓋もないと考えてのことである。ウイルス感染の危険性は、我々だけではなく、オウム信者も同様のリスクを負う状況であり、我々が動けないという事は、オウム信者も動けないことである。我々は確かに抗議デモなどが出来ない状況だが、だからといってオウム真理教を認めている訳ではない。時間の経過は過去の犯罪も追いやろうとするが、オウム真理教が起こした無差別大量殺人の地下鉄サリン事件を忘れる事はない。

抗議文

最近、頻りに上祐自ら買い物に出て来ているが、まるで地域に自分は認められているなどと思っているとしたら、お門違いも甚だしい。誰がオウム真理教の元代表を、地域の中に迎えると言うのだ。帽子をかぶりマスクをしていたら、上祐だと単純に気が付かないだけなのだ。

ひかりの輪もネット環境で活動をしているらしいが、やはり効果は薄い。たまたま上手く行くことがあってもそれほど甘くはない。確実に落ち込んで行く。

今からでも遅くはない。親元に帰って生活を立て直せばいい。もう一度やり直したいのなら、いくらでも相談に乗る準備はある。上祐が決断すれば他の信者もその気になる。他の人間を地獄の底まで引っ張っていくことはないだろう。決断が遅くなればなるほど、社会復帰は難しくなる。早く解散して撤退し、自由にやらせたい。

このまま居続けて活動をするというのであれば、今後も我々は解散・解体するまでオウム真理教と粘り強く闘うことを宣言する。

令和3年12月10日

烏山地域オウム真理教対策住民協議会
会長 古馬 一行

公安調査庁は公安審査委員会に再発防止処分を申請するも、アレフは資産部分を記入しない不備な活動報告を出す事によって、処分請求は撤回されました。一部不備な報告でも報告を出したと聞き直っている訳で、小出しの牛歩戦術で逃れようとしているのです。いまだに麻原を崇めるアレフなら、それ位の事はするだろう。このような不誠実な動きに公安調査庁が黙認するのは、到底思われない訳です。法務省にはますますの素早い対応で、この一年が安全で安心して過ごせるよう大いに期待しております。



